

## 別添 A

### 附属書 II A

#### 品目別規則

##### 第一節 注釈

- 1 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 2 この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- 3 協定第二十五条に規定する特定の割合であつて、統一システムの第二〇類、第二一類及び第二八類から第九七類までの各類に規定する製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われな  
いものに限る。）の価額の総額又はその総重量に関するものは、次のとおりとする。
  - (a) 統一システムの第二〇類及び第二一類に規定する製品については、当該製品の価額の七パーセント
  - (b) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産  
品については、当該製品の価額の十パーセント

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

注釈 1 「非原産材料の価額」とは、協定第二十三条の規定に従って決定される非原産資格価額をいう。

注釈 2 「当該製品の価額」とは、協定第二十三条 5 (b) に規定する本船甲板渡し価額をいう。

4 (a) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合に限る。

(b) (a) の規定は、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される産品については、適用しない。

## 第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三〇一・一〇

第〇三〇一・一〇号の産品（こい及び金魚）への他の類の材料からの変更  
第〇三〇一・一〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は、  
産品が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、か  
つ、締約国において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に一箇月間以上生育  
されること（第〇三〇一・一〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要

〇三〇一・九一―〇三〇七・九九

としない。)

注釈 第〇三〇一・一〇号の適用上、「稚魚」とは、ふ化又は誕生から三箇月を超える期間が経過していない産品をいう。

第〇三〇一・九一号から第〇三〇七・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一―〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

〇五・〇一―〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の

葉

○六・〇一―〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・〇一―〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・〇一―〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九〇一・一一―〇九〇一・一二

第〇九〇一・一一号又は第〇九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更

○九〇一・二一一―〇九〇一・二三

第〇九〇一・二二号又は第〇九〇一・二三号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

○九〇一・九〇一―〇九〇四・一一

第〇九〇一・九〇号から第〇九〇四・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

<p>○九〇四・一二 ○九〇四・二〇―〇九〇六・一〇 ○九〇六・二〇 ○九〇七・〇〇―〇九一〇・四〇 ○九一〇・五〇 ○九一〇・九一 ○九一〇・九九</p>	<p>第〇九〇四・一二号の産品への他の号の材料からの変更 第〇九〇四・二〇号から第〇九〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第〇九〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第〇九〇七・〇〇号から第〇九一〇・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第〇九一〇・五〇号の産品への他の号の材料からの変更 第〇九一〇・九一号の産品への他の項の材料からの変更 第〇九一〇・九九号の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

第一〇類 穀物

<p>一〇・〇一―一〇・〇八</p>	<p>第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

<p>一一・〇一―一一・〇四 一一・〇五</p>	<p>第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く）</p>
------------------------------	--

<p>一一〇六・一〇 一一〇六・二〇 一一〇六・三〇 一一・〇七一―一・〇九</p>	<p>く。 第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） 第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） 第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	---

<p>第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>一二・〇一―一二・一四</p>	<p>第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
---	--

<p>第一三类 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>一三・〇一―一三・〇二</p>	<p>第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
---	---

<p>第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p>	
---------------------------------------	--

一四・〇一―一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・一〇

第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

一五一一・一〇

第一五一一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

一五一一・九〇

第一五一一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

一五一二・一一―一五二三・一一

第一五一二・一一号から第一五二三・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

一五一三・一九

第一五一三・一九号の産品への他の号の材料からの変更

一五一三・二一

第一五一三・二一号の産品への他の類の材料からの変更

一五一三・二九

第一五一三・二九号の産品への他の号の材料からの変更

一五・一四―一五・一五

第一五・一四項又は第一五・一五項の産品への他の類の材料からの変更

一五・一六

第一五・一六項の産品への他の項の材料からの変更

一五一七・一〇

第一五一七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項の材料か



一五二七・九〇―一五二〇・〇〇  
一五・二二  
一五・二二

らの変更を除く。）

第一五二七・九〇号から第一五二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第一五・二二項の産品への他の項の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類ま

で）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈 第一六〇四・一九号、第一六〇四・二〇号及び第一六〇五・九〇号の適用上、東南アジア

ア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならぬ。

(a) 当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一六・〇一―一六・〇二	第一六・〇一項又は第一六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六〇四・一一―一六〇四・一六	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一六号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一九―一六〇四・二〇	第一六〇四・一九号又は第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・三〇―一六〇五・四〇	第一六〇四・三〇号から第一六〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

一六〇五・九〇

第一六〇五・九〇号の産品（いか、帆立貝及び貝柱のもの）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一六〇五・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

## 第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一

第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一一一―一七〇二・一九

第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・二〇一―一七〇二・四〇

第一七〇二・二〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

一七〇二・五〇一―一七〇二・六〇

第一七〇二・五〇号又は第一七〇二・六〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・九〇

第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

一七・〇三

第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を

除く。）

一七・〇四

第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八・〇三項、第一八・〇五項及び第一八・〇六項の適用上、東南アジア諸国連合の

加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一―一八・〇二

第一八・〇一項又は第一八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

<p>一八・〇三</p> <p>一八・〇四</p> <p>一八・〇五―一八・〇六</p>	<p>第一八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）</p> <p>第一八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第一八・〇五項又は第一八・〇六項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）</p>
--	--

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
- (i) 当該第三国からの直接輸送
  - (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、

当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一一一九・〇三 一九〇四・一〇	第一九〇一項から第一九〇三項までの各項の製品への他の類の材料からの変更 第一九〇四・一〇号の製品への他の類の材料からの変更（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一九〇四・二〇一―一九〇四・九〇	第一九〇四・二〇号から第一九〇四・九〇号までの各号の製品への他の類の材料からの変更
一九〇五・一〇一―一九〇五・二〇	第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の製品への他の類の材料からの変更 （第一〇類又は第一類の材料からの変更を除く。）
一九〇五・三一―一九〇五・三二 一九〇五・四〇	第一九〇五・三二号又は第一九〇五・三二号の製品への他の類の材料からの変更 第一九〇五・四〇号の製品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一類の

一九〇五・九〇

材料からの変更を除く。）

第一九〇五・九〇号の産品（主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの）への他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）

第一九〇五・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇・〇一項、第二〇・〇三項から第二〇・〇六項までの各項並びに第二〇〇八・一

一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇九・八〇号及び第二〇〇九・九〇号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、

当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇・〇一	第二〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇・〇二	第二〇・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇三・一〇―二〇〇四・一〇	第二〇〇三・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又



二〇〇四・九〇

は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一一類又は第一七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇五・一〇一―二〇〇五・二〇

第二〇〇五・一〇号又は第二二〇〇五・二一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇五・四〇

第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇五・五一―二〇〇五・九〇

第二〇〇五・五一号から第二二〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇・〇六

第二〇〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇・〇七  
二〇〇八・一一  
二〇〇八・一九  
二〇〇八・二〇―二〇〇八・九二  
二〇〇八・九九  
二〇〇九・一一―二〇〇九・四九  
二〇〇九・五〇  
二〇〇九・六一―二〇〇九・七九  
二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇

る。)

第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更  
第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）  
第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）  
第二〇〇八・二〇号から第二〇〇八・九二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）  
第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）  
第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）  
第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七・〇二項の材料からの変更を除く。）  
第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）  
第二〇〇九・八〇号又は第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二二類 各種の調製食料品

二二〇一・一一	第二二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇一・一二	第二二〇一・一二号若しくは第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
二二〇一・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・一二号又は第二二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二・〇二	第二二〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二二〇三・一〇	第二二・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇三・二〇	第二二〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二二〇三・三〇	第二二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二〇三・九〇	第二二〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇三・九〇号の産品への関

<p>二二〇四・一〇―二二〇六・一〇</p> <p>二二〇六・九〇</p>	<p>税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二二〇四・一〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品(砂糖(重量の五十パーセント以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下の調製食料品であつて、附属書 I B の 4 欄に「P」を掲げたもの)への他の類の材料からの変更(第一七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが当該産品の輸入締約国において完全に精製される場合に限る。)</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品(その他の産品)の原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二一〇六・九〇号の産品(その他の産品)への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>第二二・〇一</p> <p>二三〇二・一〇</p> <p>二二〇二・九〇</p>	<p>第二二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二二〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

二二・〇三

二二・〇四―二二・〇六

二二・〇七

二二〇八・二〇―二二〇八・三〇

二二〇八・四〇―二二〇八・六〇

二二〇八・七〇

二二〇八・九〇

第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)

第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更

第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更  
(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)

第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二二〇八・九〇号の産品(合成清酒又は料理用酒(みりん))への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二二〇八・九〇号の産品(飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。))への他の類の材料からの変更(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)

第二二〇八・九〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更(第二

二二・〇九

二・〇七項の材料からの変更を除く。）

第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八

第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

二三・〇九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇

二四〇一・三〇

二四〇二・一〇

二四〇二・二〇

第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二四〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二四〇三・一〇号の材料からの変更を除く。）

二四〇二・九〇―二四〇三・九九

第二四〇二・九〇号から第二四〇三・九九号までの各号の産品への当該各号が属す

る項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五・〇一	第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二五〇二・〇〇―二五〇四・九〇	第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五〇五・一〇―二五〇六・二一	第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五〇六・二九―二五〇七・〇〇	第二五〇六・二九号若しくは第二五〇七・〇〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二九号又は第二五〇七・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・一〇

第二五〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・一〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・二〇―二五〇八・六〇

第二五〇八・二〇号から第二五〇八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・二〇号から第二五〇  
八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・七〇

第二五〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・七〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

二五・〇九

第二五・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

二五一〇・一〇―二五一〇・二〇

第二五一〇・一〇号から第二五一〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一〇・一〇号から第二五一  
一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五一二・〇〇―二五二三・一九

第二五一二・〇〇号から第二五二三・一九号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五一  
三・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五二三・二〇

第二五二三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更



二五一四・〇〇

第二五一四・〇〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一四・〇〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

二五一五・一一―二五二六・二二

第二五一五・一一号から第二五二六・二二号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更又は、

二五一六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一五・一一号から第二五一  
六・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五一七・一〇―二五二七・二〇

第二五一六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一六・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

二五一七・一〇―二五二七・二〇

第二五一七・一〇号若しくは第二五一七・二〇号の産品への他の類の材料からの変  
更又は、

二五一七・三〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・一〇号又は第二五一  
七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五一七・三〇

第二五一七・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・三〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

二五一七・四一―二五二〇・一〇

第二五一七・四一号から第二五二〇・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更又は、

二五一七・四一―二五二〇・一〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・四一号から第二五二

<p>二五二〇・二〇</p> <p>二五・二二―二五・二二</p> <p>二五・二三</p> <p>二五二四・〇〇―二五二五・二〇</p> <p>二五二五・三〇</p> <p>二五二六・一〇―二五三〇・九〇</p>	<p>○・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二五二〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二五・二二項若しくは第二五・二二項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五・二二項又は第二五・二二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二五・二三項の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
---	--

第二六類 鉍石、スラグ及び灰

<p>二六〇一・一一―二六〇二・〇〇</p>	<p>第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二六・〇三―二六・〇四</p>	<p>第二六・〇三項若しくは第二六・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六・〇三項又は第二六・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二六〇五・〇〇―二六一六・一〇</p>	<p>第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二六一六・九〇</p>	<p>第二六一六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二六一七・一〇―二六一八・〇〇</p>	<p>第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一七・一〇号から第二六一</p>

二六・一九―二六・二二

八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二六・一九項から第二六・二二項までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六・一九項から第二六・二二項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

## 第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう

二七〇一・一一―二七〇一・一九

第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二七〇一・二〇

第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

二七〇二・一〇―二七〇八・二〇

第二七〇二・一〇号から第二七〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七〇二・一〇号から第二七〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二七〇九

第二七〇九項の産品への他の類の材料からの変更

二七一〇・一一―二七一〇・一九

第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更

<p>二七・一六</p>	<p>更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は二七二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第二七一・一一号から第二七二五・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一・一一号から第二七二五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第二七・一六項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--------------	---

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈 第二八類から第三八類までの各類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
  - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
    - (A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
    - (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
    - (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
    - (D) 特殊光学的用途
    - (E) 生物工学的用途
- (F) 分離工程に用いる支持体

(G) 原子力等級用途

(c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的若しくは生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一―二八〇四・五〇

第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八〇四・六一―二八〇四・六九

第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材

料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八〇四・七〇―二八四二・九〇

二八四三・一〇―二八四三・九〇



二八四四・一〇―二八四四・四〇

第二八四四・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四四・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八四四・五〇

第二八四四・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八・四五―二八・五一

第二八・四五項から第二八・五一項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類 有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇五・四二

第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四三

第二九〇五・四三号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四四

第二九〇五・四四号の産品への他の項の材料からの変更

二九〇五・四五

第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四九―二九〇五・五九

第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

二九〇六・一一

くは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇六・一二―二九一四・一九

第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一四・二二

第二九一四・二二号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・二二号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。

二九一四・二三―二九一八・一三

第二九一四・二三号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・二三号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

二九一八・一四―二九一八・一五  
二九一八・一六―二九二二・四一

二九二二・四二

二九二二・四三―二九二三・一〇

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一四・二三号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更

第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの

二九二三・二〇

各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九二三・九〇―二九二四・二四

第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九二四・二九

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二四・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九二五・一一―二九三八・一〇

第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの

二九三八・九〇

各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九三九・一一―二九三九・九九

第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九・四〇

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更

二九四一・一〇―二九四二・〇〇

第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

## 第三〇類 医療用品

三〇・〇一―三〇・〇三	第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、
三〇・〇四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇五・一〇―三〇〇六・七〇	第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。） 、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各々の産品への当該各々が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇

## 第三二類 肥料

三〇〇六・八〇

六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。第三〇〇六・八〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。))。

三一〇一・〇〇一三一〇五・九〇

第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。))。



第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・一〇一三二〇一・二〇	第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇	第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二・〇二一三二・〇五	第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

<p>三二・〇六</p>	<p>くは生物工学的工程を経ること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三二・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を除く。）、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三二・〇七―三二・一五</p>	<p>第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三・〇一

第三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三三・〇二―三三・〇七

第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第三四類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

三四〇二・一一―三四〇二・九〇

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四・〇三―三四・〇七

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、<sup>こう</sup>膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇	第三五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五〇一・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
三五〇一・九〇	第三五〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更 （第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・二〇―三五〇三・〇〇	第三五〇二・二〇号から第三五〇三・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属す る項以外の項の材料からの変更
三五・〇四	第三五・〇四項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇四項の産品への関税分 類の変更を必要としない。）。
三五・〇五	第三五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの 変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し くは生物工学的工程を経ること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税 分類の変更を必要としない。）。

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇六

第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一

第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要と

三七・〇二―三七・〇七

しない。)

三七・〇二項から三七・〇七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(三七・〇二項から三七・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(三七・〇二項から三七・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)

### 第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇一・九〇

三八〇一・一〇号から三八〇一・九〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(三八〇一・一〇号から三八〇一・九〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(三八〇一・一〇号から三八〇一・九〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三八〇二・一〇

三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

三八〇二・九〇―三八〇四・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・一〇―三八〇五・二〇

第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・九〇

第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇六・一〇―三八〇六・二〇

第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材



料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇六・三〇

第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇六・九〇

第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇七・三八・〇八

第三八〇七項若しくは第三八〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇七項又は第三八〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

三八〇九・一〇

くは生物工学的工程を経ること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二一・〇八項又は第三五・〇五項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇九・九一―三八二二・〇〇

第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・二三

第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八二四・一〇―三八二四・五〇

第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

三八二四・六〇	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

注釈 第三九類又は第四〇類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
  - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
    - (A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
    - (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

- (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
- (D) 特殊光学的用途
- (E) 生物工学的用途
- (F) 分離工程に用いる支持体
- (G) 原子力等級用途
- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。
  - (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的若しくは生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
  - (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇一―三九・二六	第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
-------------	---

第四〇類 ゴム及びその製品

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇〇一・一〇一四〇〇一・三〇

第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇〇・〇二項若しくは第四〇〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇・〇二項又は第四〇〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

四〇〇・〇二一四〇・〇三

四〇・〇四

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇・〇四項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇・〇五―四〇・一一

第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一二・一一―四〇一二・一九

第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一二・二〇一四〇一七・〇〇

第四〇一二・二〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・二〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・二〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類

する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・一五

第四一・〇一―項から第四一・一五項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品



四二・〇一―四二・〇六

第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四

第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並

びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一一

第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

四四・一二

第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）

四四・一三―四四・二二

第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四五類 コルク及びその製品

四五〇一・一〇一四五〇四・九〇	第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-----------------	--

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六〇一・二〇一四六〇一・九一	第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号の産品（いぐさ産品）への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。） 第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九一号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。 第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六〇一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-----------------	---

四六〇二・一〇  
四六〇二・九〇

第四六〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第四六〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六〇二・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製  
品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七〇一・〇〇―四七〇七・九〇

第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇  
七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八〇一・〇〇―四八二三・九〇

第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇一・〇〇号から第四八二  
三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九〇一・一〇一四九一一・九九

第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四九〇一・一〇号から第四九一  
一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈 1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程  
については、以下の二以上の準備又は仕上げ作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工

- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工

- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゆう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工

- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（S G加工）
- (38) ソイルリリース加工（S R加工）
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工

(42) ウオッシュユ・アンド・ウエア加工（W&W加工）

(43) 吸水加工

(44) 防水加工

(45) はっ水加工

(46) ウエットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から

第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇

七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項

から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五

八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項から第五九・一一項までの各

項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項



までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、若しくはコムされ、紡績され、浸染され、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一  
五〇・〇二―五〇・〇四

第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更  
第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

<p>五〇・〇五―五〇・〇六 五〇・〇七</p>	<p>からの変更 第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更 第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------	--

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

<p>五一・〇一―五一・〇五 五一・〇六―五一・一〇 五一・一一―五一・一三</p>	<p>第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締</p>
--	---

第五二類 綿及び綿織物

約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、  
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

五二・〇一―五二・〇三  
五二・〇四―五二・〇七

第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコムされる場合に限る。）

五二・〇八―五二・一二

第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五

五三・〇六―五三・〇八

五三・〇九―五三・一一

第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更

第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物

五四・〇一―五四・〇六  
五四・〇七―五四・〇八

第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、  
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七

第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五五・〇八一五五・一一

第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコムされる場合に限る。）

五五・一二一五五・一六

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇三

第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各々の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各々、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各々又は第五四類の材料からの変更を除く。)

五六・〇四―五六・〇九

第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各々の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各々、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各々、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各々又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。)

### 第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各々の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の

材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各  
項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇  
七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一  
項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各  
項の非  
原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東  
南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とす  
る。

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇  
項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から  
第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五  
五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非  
原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三  
国において完全に紡績される場合に限る。)



第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・〇二

第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）  
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

五九・〇三一五九・〇九

第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第

五九・一〇

五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

五九・一一

第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各

項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成成分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六一・〇一―六一・一七

六一・〇一項から六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの

締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成成分についてのみ適用されるものとし、当該構成成分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一―六二・一一

第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。）

六二・一二

第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一

六二・一三一六二・一七

一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五二・一二項までの各  
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八  
項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用  
する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連  
合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくは  
クロセ編みされる場合に限る。）

第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項  
から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第  
五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は  
第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの  
締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合  
に限る。）

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ  
れる規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

し、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三・〇一六三・〇八	第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。） 第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
------------	---

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六

第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二

第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

六五・〇三―六五・〇五

第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六

六五・〇六―六五・〇七

五・〇五項まで以外の項の材料からの変更  
第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六〇一・一〇―六六〇三・九〇

第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品



六七〇一・〇〇一六七〇四・九〇

第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八〇一・〇〇一六八一五・九九

第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六九類 陶磁製品

<p>六九〇一・〇〇一六九一四・九〇</p>	<p>第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------	--

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>七〇・〇一 七〇〇二・一〇一七〇一七・九〇 七〇一八・一〇 七〇一八・二〇</p>	<p>第七〇・〇一の項の産品への他の類の材料からの変更 第七〇〇二・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇二・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第七〇一八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
--	--

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

七二・〇一	第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七二〇二・一〇一七一一・〇〇	第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・一二	第七一・一二項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・二三一七二・二五	第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七

七二・二六	一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。） 第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項又は第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号若しくは第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七二・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二一八・一〇一七二一八・九〇	第七一八・一〇号若しくは第七一八・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一八・一〇号又は第七一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類 鉄鋼

七二〇一・一〇一七二〇三・九〇	第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
-----------------	---

<p>七二〇四・一〇―七二〇四・四九</p> <p>七二〇四・五〇</p> <p>七二〇五・一〇―七二二九・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二〇四・一〇号から第七二〇四・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第七二〇四・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇四・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	--

第七三類 鉄鋼製品

<p>七三〇一・一〇―七三二六・九〇</p>	<p>第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------	---

第七四類 銅及びその製品

<p>七四〇一・一〇一七四〇三・二九</p>	<p>第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四・〇四</p>	<p>第七四・〇四項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四〇五・〇〇一七四一九・九九</p>	<p>第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七五〇一・一〇一七五〇二・二〇</p>	<p>第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
------------------------	--

第七六類 アルミニウム及びその製品

<p>七五・〇三</p> <p>七五〇四・〇〇―七五〇八・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七五・〇三項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七六〇一・一〇―七六〇一・二〇</p> <p>七六・〇二</p>	<p>第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号又は第七六〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七六・〇二項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第七八類 鉛及びその製品

七六〇三・一〇一七六一六・九九

第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七八〇一・一〇一七八〇一・九九

第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

七八・〇二

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七八・〇二項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七八〇三・〇〇一七八〇六・〇〇

第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



第七九類 亜鉛及びその製品

<p>七九〇一・一一―七九〇一・二〇</p>	<p>第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七九・〇二</p>	<p>第七九・〇二項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七九〇三・一〇―七九〇七・〇〇</p>	<p>第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八〇類 すず及びその製品

<p>八〇〇一・一〇―八〇〇一・二〇</p>	<p>第八〇〇一・一〇号若しくは第八〇〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
------------------------	---

八〇・〇二

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号又は第八〇〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇・〇二項の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八〇〇三・〇〇一八〇〇七・〇〇

第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

## 第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇一八二〇一・九六

第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八一〇一・九七

第八一〇一・九七号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇一・九九―八二〇二・九六	第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八二〇二・九七	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九九―八二〇三・二〇	第八一〇二・九七号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇三・三〇	第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八二〇三・九〇―八二〇四・一九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号又は第八一〇三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇四・二〇	第八一〇三・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八一〇四・二〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更

八一〇四・三〇一八一〇五・二〇

を必要としない。)

第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一〇五・三〇

第八一〇五・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一〇五・九〇一八一〇七・二〇

第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一〇七・三〇

第八一〇七・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一〇七・九〇一八一〇八・二〇

第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一〇七・九〇号又は第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一〇八・三〇

第八一〇八・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得ら

八二〇八・九〇―八二〇九・二〇

れ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇九・三〇

第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八二〇九・九〇―八二一〇・一〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二一〇・九〇―八二一一・二〇

第八一〇九・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二一一・二〇

第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八二一一・九〇―八二一二・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二一二・九〇―八二一三・二〇

第八一一〇・二〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二一三・九〇―八二一四・二〇

第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八二一四・九〇―八二一五・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二二・一三	第八一・二・一三号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・一九―八二二・二二	第八一・二・一九号若しくは第八一・二・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一・二・一九号又は第八一・二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・二二	第八一・二・二二号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・二九	第八一・二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一・二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・三〇	第八一・二・三〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・四〇―八二二・五一	第八一・二・四〇号若しくは第八一・二・五一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一・二・四〇号又は第八一・二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二二・五二

第八一・二・五二号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二二・五九一八一一三・〇〇

第八一・二・五九号から第八一・三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一・二・五九号から第八一・三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇一八二二五・九九

第八二〇一・一〇号から第八二・五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号から第八二・五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類 各種の卑金属製品

八三〇一・一〇一八三二一・九〇

第八三〇一・一〇号から第八三・一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一  
一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇一八四七三・二九

第八四〇一・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四七  
三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七三・三〇

第八四七三・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料か  
らの変更を除く。）

八四七三・四〇一八四八五・九〇

第八四七三・四〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号から第八四八  
五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五〇一・一〇一八五二三・三〇	第八五〇一・一〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・九〇	第八五二三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二四・一〇一八五四一・九〇	第八五二四・一〇号から第八五四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二四・一〇号から第八五四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・一〇	第八五四二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・一〇号の産品への関

<p>八五四二・二一―八五四三・四〇</p> <p>八五四三・八一―八五四三・八九</p> <p>八五四三・九〇―八五四七・九〇</p> <p>八五四八・一〇</p> <p>八五四八・九〇</p>	<p>税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八五四二・二一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五四二・二一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(第八五・四二項の材料からの変更を除く。)又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八五四八・一〇号の産品が協定第二十三条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八五四八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
--	---

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六〇一・一〇一八六〇九・〇〇	第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-----------------	--

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七〇一・一〇一八七一六・九〇	第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-----------------	--

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八〇一・一〇一八八〇五・二九

第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第八九類 船舶及び浮き構造物

八九〇一・一〇一八九〇八・〇〇

第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇一―九〇三三・〇〇

第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一二二・九〇

第九一〇一・一一号から第九一二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第九一・一三  
九一二四・一〇―九一二四・九〇  
第九一・一四・一〇号から第九一二四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二四・一〇号から第九一二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二〇一・一〇一―九二〇九・九九

第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三〇一・一一―九三〇七・〇〇

第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九四〇一・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇二・一〇―九四〇四・一〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九四〇四・二一―九四〇四・二九	第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九四〇四・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・九〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九四〇四・九〇号の産品（布団製品）への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・

九四〇五・一〇―九四〇六・〇〇

一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第九四〇四・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更

第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五〇一・〇〇―九五〇八・九〇

九五〇一・〇〇号から九五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇一・〇〇号から九五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類 雑品



<p>九六・〇一 九六〇二・〇〇―九六〇四・〇〇</p>	<p>第九六・〇一項の産品への他の項の材料からの変更 第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
<p>九六・〇五 九六〇六・一〇―九六〇八・四〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第九六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 第九六〇六・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
<p>九六〇八・五〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第九六〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又は、</p>
<p>九六〇八・六〇―九六一八・〇〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第九六〇八・六〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・六〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>

第二一部 美術品、収集品及びこつとう（第九七類）

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七〇一・一〇一―九七〇六・〇〇	第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
------------------	--